

宮崎県公報

令和5年3月22日(水曜日)号外 第 11 号

宮 発 行

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

頁

○宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関す

る条例の一部を改正する条例………… (// // //) 2

○知事の給料の減額に関する条例…………(人事課)3

○宮崎県退職手当基金条例………(財政課)3

○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を

○宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給

例------(//) 4

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例(条例第1号)
 - 1 改正の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じた者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金を活用した利子補給事業及び信用保証料補助事業を行うため、基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしまし た。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第2号)
 - 1 改正の理由及び主な内容

ウェブ報告システムの運用に伴い、要件を満たす場合に役員の住民票の写しの添付を省略することができるようにするため 、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(条例第3号)
 - 1 改正の理由及び主な内容

道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったこと等に伴い、所要の 改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 知事の給料の減額に関する条例(条例第4号)
 - 1 制定の理由及び主な内容

知事の新型コロナウイルス感染に係る一連の対応に鑑み、令和5年4月及び5月の知事の給料を減額することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 宮崎県退職手当基金条例(条例第5号)
 - 1 制定の理由及び主な内容

職員の退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、宮崎県退職手当基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 改正の理由及び主な内容
- (1) 宮崎県工業技術センター等における機器の追加等に伴い、使用料の新設等を行うこととしました。
- (2) 建築基準法の改正等に伴い、関連する手数料について所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第1号

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例(令和3年宮崎県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

l	改正前	改正後
l	附則	附則
l	2 この条例は、合和9年6月30日限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和10年6月30日</u> 限り、その効力を失う。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(役員の住所等を証する書面)	(役員の住所等を証する書面)
第2条 [略]	第2条 [略]
	2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第
	1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に
	係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条
	の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用す
	<u>るときは、前項第1号に掲げる書面の添付を省略することができ</u>
	<u>3.</u>

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第3号

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(令和2年宮崎県条例第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

l	改正前	改正後
l	(自転車利用者の責務)	(自転車利用者の責務)
l	第5条 自転車利用者は、自転車が車両(法第2条第1項第8号に	第5条 自転車利用者は、自転車が車両(法第2条第1項第8号に
l	規定する車両をいう。)であることを認識し、次に掲げる事項を	規定する車両をいう。 <u>次項において同じ。</u>)であることを認識し
l	遵守しなければならない。	、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
	(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]

<u>2</u> [略]

(家庭における交通安全教育等)

第11条 「略]

- は、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努め なければならない。
- 家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自 転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な配慮をする よう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

- 第12条 自転車利用者は、自転車関係法令の定めるところにより自 転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当 該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならな
- 2 高齢者は、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用 <u>するよう努めなければならない。</u>

(自転車の点検整備)

及び自転車貸付業者(自転車の貸付けを業とする者をいう。次条 第4項及び第15条第3項において同じ。)は、その利用し、事業 の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整 備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備 の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項にお いて同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 「略]

<u>第14条</u>~<u>第17条</u> [略]

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

知事の給料の減額に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第4号

知事の給料の減額に関する条例

令和5年4月1日から令和5年5月31日までの間における知事の給料の額は、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和28年宮崎県条例 第17号) 第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる知事の給料月額から、その 100分の 100に相当する額を減じた額とする。ただし 、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同表に掲げる知事の給料月額とする。

附則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

宮崎県退職手当基金条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第5号

宮崎県退職手当基金条例

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第 241条の規定に基づき、宮崎県退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 自転車利用者は、自転車が車両であることを認識し、乗車用へ ルメットを着用するよう努めなければならない。

3 [略]

(家庭における交通安全教育等)

第11条 「略]

- 2 保護者は、その監護する児童又は幼児が自転車を運転するとき 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、 当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければ ならない。
- 3 高齢者(70歳以上の者をいう。次条第2項において同じ。)の「3 高齢者(70歳以上の者をいう。)の家族は、当該高齢者に対し 、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に 関する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない

(自転車の点検整備)

第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者|第12条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者 及び自転車貸付業者(自転車の貸付けを業とする者をいう。次条 第4項及び第14条第3項において同じ。)は、その利用し、事業 の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整 備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備 の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項にお いて同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 「略]

<u>第13条~第16条</u> [略]

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替 えて運用することができる。

第6条 基金は、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部 を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第6号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (手数料) (手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び|第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び 附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) 旅券法(昭和26年法律第 267号)第20条第1項第1号、第 2号又は第3号に規定する一般旅券の発給 一般旅券発給手数
- (5) [略]
- (6)及び(7) 削除
- (8) 旅券法第20条第1項第5号に規定する一般旅券の査証欄の 增補 一般旅券查証欄増補手数料

(9)~(321)の2 「略]

(322)~(403) [略]

(404) [略]

(405)~(407) [略]

(408) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さ の許可の申請に対する審査 建築物の高さの許可申請手数料

(409) • (410) [略]

附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。

(1)~(3) [略]

- (4) 旅券法 (昭和26年法律第 267号) 第20条第1項第1号から 第3号までに規定する一般旅券の発給 一般旅券発給手数料
- (5) [略]
- (6)から(8)まで 削除

(9)~(321)の2 「略]

- (321)の3 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号) 第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の 書換え交付 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料
- (321)の4 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく 家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 家畜人工授精所開設 許可証再交付手数料

(322)~(403) [略]

(404) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容 積率に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の容積率 の特例認定申請手数料

(404)の2 [略]

(405)~(407) 「略]

(408) 建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建 築物の高さの許可の申請に対する審査 建築物の高さの許可申 請手数料

(409) • (410) [略]

(411)~(453) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、 次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければ ならない。

(1)~(4) [略]

(5) 一般旅券査証欄増補手数料 交付の時

(6)~(16) [略]

3~5 [略]

別表第1(第2条関係)

		2 1 4 12 4 12 1 1 2 2				
使用料	[☑ 分	単 位	金 額	納期	備考
[略]			ı			
9 工業		[略]			[略]
技術セ	分	[略]				
ンター	析	電子線マイク	同	<u>4,250円</u>		
、食品	機	ロアナライザ				
開発セ	械	_				
ンター	器	[略]				
及び機	具	微小異物サン	[略]			
械技術		プリング装置				
センタ						
一使用						
料	金	[略]				
	属	恒温•恒湿設	同	765円		
	加	備				
	I.	振動試験設備	同	<u>4,515円</u>		
	機	[略]				
	械	輪郭測定機	[略]			
	器	表面形状測定	回	1,800円		
	具	<u>顕微鏡</u>				
		[略]	1			
		サーモグラフ	[略]			
		1-		Т		
		試作支援加工	回	1,470円		
		<u>システム</u>				
		立体形状撮影	回	710円		
		<u>システム</u>				
		[略]				
		[略]				
	食	[略]		0.505		
	品	DNAシーケ ンサー	同	2, 585円		
	関	[略]				
	係機	卓上型缶詰巻	[略]			
	械	早工空山品で 締め機	[mg]			
	器	本田 6.7 位文				
	具					
	六					
J			I			

(410)の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さ に関する特例の許可の申請に対する審査 高度地区における建 築物の高さの特例許可申請手数料

(411)~(453) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、 次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければ ならない。

(1)~(4) [略]

<u>(5)</u>~<u>(15)</u> [略]

3~5 [略]

別表第1(第2条関係)

双 界 I (77 Z	木因				
使用料	[⊠ 分	単 位	金 額	納期	備考
[略]	1					
9 工業		[略]			[略	i]
技術セ	分	[略]		1		
ンター	析	電子線マイク	同	<u>5,560円</u>		
、食品	機	ロアナライザ				
開発セ	械	-				
ンター	器	[略]				
及び機	具	微小異物サン	[略]			
械技術		プリング装置				
センタ		多目的X線回	亘	4,670円		
一使用		<u>折装置</u>				
料	金	[略]				
	属	恒温•恒湿設	同	850円		
	加	備				
	工	振動試験設備	同	4,570円		
	機	[昭4]				
	械	輪郭測定機	[略]			
	器					
	具					
		[略]				
		サーモグラフ	[略]			
		1-				
				-		
		[略]				
		[略]				
	食	[略]				
	品	DNAシーケ	同	5, 255円		
	関	ンサー				
	係	[略]				
	機	卓上型缶詰巻	[略]			
	械	締め機				
	器	フリーズドラ	亘	520円		
	具	<u>イ装置</u>				
		真空フライヤ	亘	1,660円		
		=				
		真空キャッパ	亘	370円		
		=				
		ホットパック	回	195円		

令和 5 年 3 月 22 日 (水曜日) 号外 第 11 号

宮崎県公報

										対応卓上型真				
										空包装機				
										気流式製粉機	亘	890円		
										万能カッター	亘	335円		
										回転式加熱調	回	870円		
										<u>理殺菌装置</u>				
										炭酸飲料製造	回	3, 180円		
										装置				
										揮発性成分精	回	5,370円		
										密分析装置				
	[8	[]							[略]		,		
[略]								[略]						
11の3	[#	答]			[8	各]		1103	[略]			[略]	
水産物	加	[略]			1			水産物	加	[略]				
加工指	I	電気煎餅焼き	[略]					加工指	I	電気煎餅焼き	[略]			
導セン	関	機						導セン	関	機				
ター使	係							ター使	係	自動裏ごし機	同	<u>75円</u>		
用料	機							用料	機	小型遠心分離	同	<u>40円</u>		
	械								械	<u>機</u>				
	器								器					
	具								具					
[略]			l				1	[略]			1	l	I.	
14 木材	[8	各]			[8	各]		14 木材	[略]		-	[略]	
利用技	横切り)丸のこ盤	[略]					利用技	横切	り丸のこ盤	[略]			
術セン	パネノ	 レソウ(走 <u>行</u>	<u>同</u>	1,440円	1			術セン						
ター使	丸のこ	<u>(盤)</u>						ター使						
用料		面かんな盤	[略]		1			用料	自動	1面かんな盤	[略]	,	-	
	デジタ	7ルマイクロ	同	8,550円	1									
	スコー													
		 【線試料切削	同	5,390円	1									
	装置		_											
	[8				1					略]				
		ブフレーカー	[略]		1					グフレーカー	[略]			
	G C /			<u>4, 155円</u>	1									
	[#			1, 100 1	1					略]	1	,		
[略]							-	[略]						
17 産業	[8	<u> </u>					+	17 産業		略]				
開発青	宿泊	[略]					+	開発青	宿泊					
年隊授	室等	大教室	1室1時	1,500円	[1 • 2 [年隊授	室等		1室1時		[1	• 2 [
業料及	使用		間につき	_,, _ 20,1	略]	略]		業料及	使用		間につき			各]
び建設	料料							び建設	料		全面を	1,500円		「全面
技術セ	''							技術セ	''		使用す			を使用す
ンター								ンター			る場合			5場合 <u>」</u>
宿泊室								宿泊室			半面を	<u>750円</u>		<u> 5 物ロ」</u> とは、間
等使用								等使用			使用す	100[]		<u>- は、同</u> 士切りを
料								料料			る場合			<u> 1919 を</u> 吏用せず
17-11		[略]	[略]	[略]				^-r		[略]	<u>る場合</u> [略]	[略]		_{史用せ 9} こ大教室
			しゅ合」	Lmaj	-						└┉台」	し四分」	1	
		[略]								[略]				を使用す
														る場合を
														<u>いい、「</u> ⊭≕≠.#=
														<u>半面を使</u>
														目する場
														<u> </u>
					L			<u> </u>	L				2	間仕切

															りを使用 して大教 室の床面 種の2分 の1を使 用する場 合をいう
[略]									[略]						
別表第2(第3条	関係	(¥)				_	別	表第2(第3条	:関	係)			
手 数 料	X		分	単 位	金 額	備考	_		手 数 料	X		分	単 位	金 額	備考
[昭各]							_		[略]						
4 一般 旅券発 給手数 料				1件につき	2,000円				4 一般 旅券発 給手数 料				1件につき	2,000円	旅券法第20条第 2項の規定の適 用を受ける旅券 の発給をする場 合の手数料の額 は、4,000円と
															<u>する。</u>
[昭]	'						7		[略]	1				1	1
8 一般 旅券查 証欄增 補手数 料				<u>1件につ</u> <u>き</u>	500円				8 削除						
[略]							\dashv \vdash		[略]						
270 工	電子線	基	本分析	写真一枚	2, 390円		\dashv \parallel		270 I.	電子線] #	基本分析	写真一枚	2,775円	
業技術	マイク		写真撮	につき					業技術	マイク		(写真撮	につき		
センタ	ロアナ	影)						センタ	ロアナ	叧	E)			
一、食	ライザ	定'	 性分析	1点につ	<u>6, 450円</u>				一、食	ライザ	5	 定性分析	1点につ	7,260円	
品開発	-分析			き					品開発	-分析			き		
センタ		面	分析	1元素に	2,900円				センタ		Ī	面分析	1元素に	3,310円	
-及び				つき					-及び				つき		
機械技	化学分	定	[略]						機械技	化学分	定	[略]			
術セン	析及び	性	X線回	同	6,000円				術セン	析及び	性	X線回	同	<u>6, 635円</u>	
ター手	試験		折分析						ター手	試験		折分析			
数料			[略]						数料			[略]			
			[略]									[略]			
	食品類		[略]							食品類		[略]			
	分析及	添	[略]							分析及	添	[略]			
	び試験	加	微生物	1検体に	11,750円					び試験	加	微生物	1検体に	25,965円	
		物	遺伝子	つき							物	遺伝子	つき		
			解析試								•	解析試			
		微	験								微	験			
		生	[略]								生	[略]			
		物									ヤ	ŋ			
		試									討	À			
		験									騎	ŧ			
		等									等				
			[略]									[略]			
	[略]						_			[略]]				
[略]							_		[略]						
321の 2	[略]								321の 2	[略]					
									<u>321の3</u>				1件につ	1,700円	

令和 5 年 3 月 22 日 (水曜日) 号外 第 11 号

宮崎県公報

							家畜			<u></u> <u> </u> <u> </u>		
							人工授					
							精所開					
							設許可					
							証書換					
							え交付					
							手数料					
							32104			1件につ	1,700円	
											1,700円	
							家畜			<u></u>		
							人工授					
							精所開					
							設許可					
							証再交					
							付手数					
	,						<u>料</u>					
[略]					Г		[略]	1				T
365の 2	[略]]	·				365の 2	[略]				
木材	小試験	体強度試験	[略]				木材	小試験	本強度試験	[略]		
利用技	断熱防	露試験	同	59, 195円			利用技					
術セン	耐候性	試験	回	15,270円			術セン	L				
ター手	接着試	 験	[略]				ター手	接着試	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[略]		
数料	熱伝導	率測定試験	亘	2,300円			数料					
	[略]]						[略]				
	乾燥試	験(小試験	[略]					乾燥試	験(小試験	[略]		•
	体)							体)				
	乾燥試	験(高周波	同	16,440円								
	式)											
		験 (高温蒸	同	35,810円								
	(江戸		1.3	00,010,1								
		験(減圧式	同	4,760円								
		ex (MA/LIX	11-1	4, 1001 1								
	<u>)</u> [略]	1						[略]				-
			[mb]							Lm4J		-
	1.	験(高倍率	[略]						験(高倍率	[略]		
)	TA (10 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1)				
		験(組織観	同	<u>5,550円</u>								
	<u>察)</u>											-
	[略]		_					[略]		1 -		
	密度試		[略]					密度試	换	[略]		
		測定試験	同	5,710円								
	[略]]	1					[略]		1		_
		さ測定試験	[略]					表面粗	さ測定試験	[昭]		
	変形測	定試験	同	<u>7,535円</u>								
	[略]]						[略]				
[略]			,				[略]		ı.			
381 建	コンク	単位容積	1試料に	3,650円			381 建	コンク				
設技術	リート	質量試験	<u>つき</u>				設技術	リート				
センタ	用及び	<u>有機不純</u>	固	3,720円			センタ	用及び				
一手数	アスフ	物試験					-手数	アスフ				
料	ァルト	微粒分量	亘	[略]			料	ァルト	微粒分量	1試料に	[略]	
	用細骨	試験						用細骨	試験	<u>つき</u>		
	材試験	[略]		<u> </u>				材試験	[略]		<u> </u>	-
		安定性試	[略]		<u> </u>				安定性試	[略]		
		験	r _m G7						験	[[[]		
			E	9 0000		1			初			
		粘土塊量	同	<u>3,020円</u>								

宮 崎 県 公 報 令和 5 年 3 月 22 日 (水曜日) 号外 第 11 号

			1	<u> </u>	<u> Д</u>	rix 	J H O	1 0 7,	22 11 (3)((21)	371 313 11 3
		試験								
		塩分含有	[略]					塩分含有	[略]	
		量試験						量試験		
		粒径判定	同	4,590円						
		実績率試	_							
		験			Emp 3			Emb 3		
	コンク	[略]	ı		[略]	4	コンク			[昭各]
	リート	軟石量試	[略]				リート	軟石量試	[略]	
	用及び	験					用及び	験		
	アスフ	粒径判定	回	4,170円	単位容積質量試		アスフ			
	ァルト	実績率試			験又は密度及び		ァルト			
	用粗骨	<u>験</u>			吸水率試験を伴		用粗骨			
	材試験				<u>う場合は、単位</u>		材試験			
	13				容積質量試験又		124 (2)			
					は密度及び吸水					
					率試験の金額に					
					相当する金額を					
					加える。]				
	L	[略]						[略]		
	[略]						[略]]]
	アスフ	抽出試験	1試料1	<u>21, 435円</u>			アスフ			7
	ァルト	(ふるい	個につき				ァルト			
	試験	分け試験					試験			
	武學史						武功火			
		<u>を含む。</u>								
		_								
		コア密度	回	1,725円						
		試験								
		コア密度	回	2,055円						
		試験 (開								
		<u>粒度)</u>								
		マーシャ	同	1,725円						
		ル安定度	1-3	1, 1201 1						
		試験	_							
		マーシャ	同	1,475円						
		ル安定度								
		試験用供								
		試体作成								
		ホイール	同	29, 195円						
		トラッキ								
		<u>ング試験</u>								
		ホイール	亘	7,685円						
		トラッキ	-	., 555, 1						
		<u>ング試験</u>								
		用供試体								
		作成								
		ホイール	1個につ	560円						
		トラッキ	<u>*</u>							
		<u>ング試験</u>								
		用石こう								
		固定								
			1 5.644.0	0.01500						
. '		針入度試	1試料3	<u>3,345円</u>	I					
! i										
		<u>験</u>	針につき							
				7,000円						

令和 5 年 3 月 22 日 (水曜日) 号外 第 11 号 **宮 崎 県 公 報**

	. 3 Д 22 Ц (***	· · · ·		<u> </u>	ᄣ	ᅏ	<u> </u>	FIX T		
	試験(加											
	<u> 圧式)</u>			-								
	配合設計	[略]							配合設計	[略]		
	審査				_				審査			
	[略]							[略]				
[略]							[略]					
403 [略]							403 [K	各]				
							404 建			1件につ	27,000円	
							築物の			<u> </u>		
							容積率					
							の特例					
							認定申					
							請手数					
							<u>料</u>					
404 [略]							<u>404の2</u>	[略]				
[略]					\dashv \mid	\vdash	[略]					
410 [略]					\dashv		410 [K	各]				
						_	<u>410の2</u>			<u>1件につ</u>	160,000円	
							高度			<u> </u>		
							地区に					
							おける					
							建築物					
							の高さ					
							の特例					
							許可申					
							請手数					
							<u>料</u>					
[略]					-		[略]					
452Ø13	[略]			1・2 [略]	$\dashv \mid$	\vdash	452の13	[略]				1・2 [略]
低炭	C[]			3 認定申請は			低炭	rmq.]				T 7 [mg]
素建築				係る建築物の			素建築					
物新築				全部又は一部			物新築					
等計画				が共同住宅の			等計画					
認定申				場合であって			認定申					
請手数				、建築物に係			請手数					
料				るエネルギー			料					
				の使用の合理								
				化の一層の保								
				進その他の資								
				築物の低炭素								
				化の促進のた								
				めに誘導すべ								
				き基準 (平成								
				24年経済産業								
				省・国土交通								
				省•環境省台								
				示第 119号。								
					e							
				以下「低炭素								
				以下「低炭素 化の基準告示	$\dot{\bar{z}}$							
				以下「低炭素	$\dot{\bar{z}}$							
				以下「低炭素 化の基準告示	<u>-</u>							
				以下「低炭素 化の基準告方 」という。)	<u>-</u>							
				以下「低炭素 化の基準告売」 」という。) I の第2の2	2							

		 <u> </u>	TIX		, ,	, (,,	
		-消費量とす					
		るときは、床					
		面積の合計か					
		ら共用部分の					
		床面積を除い					
		て算定した額					
		<u>とする。</u>					
452の14	[略]	1・2 [略]	1	452の14	[昭]		1・2 [略]
低炭		3 認定申請に		低炭			
素建築		係る建築物の		素建築			
物新築		全部又は一部		物新築			
等計画		が共同住宅の		等計画			
変更認		場合であって		変更認			
定申請		、低炭素化の		定申請			
手数料		基準告示Iの		手数料			
		第2の2-3					
		_(2) ロの数					
		値を設計一次					
		エネルギー消					
		費量とすると					
		きは、床面積					
		の合計から共					
		用部分の床面					
		<u>積を除いて算</u>					
		定した額とす					
		<u> </u>					
[略]		 		[略]			

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第2の 452の13の項及び 452の14の項の改正規定 公布の日
- (2) 第3条第1項第4号、同項第6号から第8号まで及び同条第2項並びに別表第2の4の項及び8の項の改正規定 令和5年3月27 日

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第8号及び同条第2項の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅 券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。